平成３１年２月オレンジ勉強会

使用者の労働者に対する損害賠償請求

平成３１年２月２２日
弁護士　尾形　駿

第１　事案の概要

１　運送業者Ｘ社がドライバーとして雇用していた従業員Ｙは，業務の運転中，交通事故（以下「本件交通事故」という。）を起こした。
２　本件交通事故の事故態様としては，Ｙの運転する車両が赤信号待ちで停止中の相手方車両に追突したというものである。
３　本件交通事故によりＹの運転していた車両に損害が生じ，修理費が発生した。
　なお，Ｘ社は，車両保険には加入していなかった。
４　Ｘ社は，Ｙに対して，民法７０９条に基づいて，当該修理費分に該当する損害賠償を請求した。

第２　問題点

使用者がその事業執行につき被用者の惹起した事故等により損害を被った場合，被用者に対して，生じた損害のうちどの範囲で損害賠償することができるか

第３　判断方法

最一小判決昭和５１年７月８日（茨城石炭商事事件）
「使用者が、その事業の執行につきはなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被つた場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきである。」

第４　裁判例　※判決内容は別紙

１　最一小判決昭和５１年７月８日（茨城石炭商事事件）
石油等の輸送及び販売を業とする使用者が，業務上タンクローリーを運転中の被用者の惹起した自動車事故により，損害を被り，かかる被用者に対して，損害賠償を請求した事案

２　東京地判平成２８年１０月３１日

第１審本訴原告が，従業員であった第１審本訴被告が業務時間中，倉庫のシャッターが完全に開いていないにもかかわらず,その確認を怠りフォークリフトを走行させ,フォークリフトをシャッターに接触させてシャッターを破損する事故（以下「本件事故」という。）を起こしたために，上記シャッターの修理費用として２４万４０８０円の損害を被ったとして，第１審本訴原告が，第１審本訴被告に対して，不法行為又は本件合意の債務不履行に基づいて，損害賠償を請求した事案

３　東京地判平成２７年１２月２１日

被告を雇用していた原告会社が、被告は顔面に頭突きするなどして同僚の本件男性に傷害を負わせたため、被告の使用者として同男性に損害賠償金２０５万円を支払ったと主張して、被告に対し、民法７１５条３項又は債務不履行に基づき、２０５万円等の支払を求めた事案

４　佐賀地判平成２７年９月１１日

Ｙの被用者Ｘが、業務執行中に起こした交通事故につき相手方に賠償金を支払ったから同賠償額につきＹに対する求償権を取得したとしてその支払を求めた事案

５　神戸地判平成２５年７月２５日

被告が原告所有の原告車を運転して原告の営む運送業に従事していた際に起こした事故につき、原告が被告に対し、民法７１５条３項に基づく求償及び民法７０９条に基づく損害賠償を請求した事案

６　神戸地裁平成２５年６月２６日

一審原告所有の原告車をその従業員であった一審被告Ｙ１が運転していた際に、自損事故を起こして原告車を損傷させたとして、一審原告が、Ｙ１及びその保証人である一審被告Ｙ２に対し、損害賠償を請求した事案

７　東京地判平成２３年９月１４日

警備会社である原告が、元従業員の被告に対し、被告が原告の現金輸送業務に従事していた際に現金の入った袋を紛失したため、原告は上記業務を委託した会社に損害賠償をすることを余儀なくされたと主張して、雇用契約上の債務不履行に基づき、損害賠償を求めた事案

第５　本件

以上

（別紙）

１　最一小判決昭和５１年７月８日（茨城石炭商事事件）

「使用者が、その事業の執行につきはなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被つた場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきである。

原審の適法に確定したところによると、（一）上告人は、石炭、石油、プロパンガス等の輸送及び販売を業とする資本金八〇〇万円の株式会社であつて、従業員約五〇名を擁し、タンクローリー、小型貨物自動車等の業務用車両を二〇台近く保有していたが、経費節減のため、右車両につき対人賠償責任保険にのみ加入し、対物賠償責任保険及び車両保険には加入していなかつた、（二）被上告人美留町清は、主として小型貨物自動車の運転業務に従事し、タンクローリーには特命により臨時的に乗務するにすぎず、本件事故当時、同被上告人は、重油をほぼ満載したタンクローリーを運転して交通の渋滞しはじめた国道上を進行中、車間距離不保持及び前方注視不十分等の過失により、急停車した先行車に追突したものである、（三）本件事故当時、被上告人清は月額四万五〇〇〇円の給与を支給され、その勤務成績は普通以上であつた、というのであり、右事実関係のもとにおいては、上告人がその直接被つた損害及び被害者に対する損害賠償義務の履行により被つた損害のうち被上告人清に対して賠償及び求償を請求しうる範囲は、信義則上右損害額の四分の一を限度とすべきであり、したがつてその他の被上告人らについてもこれと同額である旨の原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、右と異なる見解を主張して原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。」

２　東京地判平成２８年１０月３１日

「３　争点１（第１審本訴原告の損害賠償請求の制限の可否）について

(1)　使用者が，その事業の執行についてなされた被用者の加害行為により，直接損害を被り，又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には，使用者はその事業の性格，規模，施設の状況，被用者の業務の内容，労働条件，勤務態度，加害行為の態様，加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし，損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において，被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解される（最高裁第一小法廷判決昭和５１年７月８日・民集３０巻７号６８９頁参照）ところ，これは使用者が雇用契約の債務不履行に基づき、被用者に対し損害の賠償を請求する場合も同様であると解するのが相当である。

(2)　本件についてみると，本件事故の態様は，倉庫のシャッターが完全に開いていない状態でフォークリフトを倉庫内へ向けて運転し，フォークリフトをシャッターに接触させてシャッターを破損するというものであるところ（前記前提事実(3)），これは第１審本訴被告が，本件事故当日朝礼により集荷のトラックを待たせている状態で，慌ただし

い気持ちで業務を開始した（乙１）という事情があるとしても，シャッターが完全に開いているかどうか確認するという運転者として基本的な注意をしていれば避けられる軽率な運転事故であり，第１審本訴被告の過失は大きいといわざるを得ない。

しかし，製品の運搬作業でのフォークリフトの利用は，事故による人的物的被害のリスクを必然的に伴うものであり，その反面企業側は要員の削除，所要時間の短縮化という合理化の利益を受けている点を考えれば，企業側にもリスク回避に向けた相応の対応が求められるところ，本件で第１審本訴原告は，第１審本訴被告がフォークリフトの運転免許を有せず，しかも立位で運転するタイプのフォークリフトの運転経験がないのに西新井第５倉庫でこれを運転してトラックまで運ぶことを少なくとも黙認していたこと（上記認定事実(3)及び(8)），それにもかかわらず，第１審本訴被告に対して運転上の注意を喚起するか，あるいは運転技能上の指導をしたという事実が認められないこと（甲２３の１・１３頁，弁論の全趣旨），ある従業員がフォークリフトを運転する際は他の従業員が誘導したり周囲の安全確認をするよう指導している形跡もみられないこと，平成２６年６月頃，同倉庫での業務量が特段減少したような事実が認められないにもかかわらず，同倉庫の人員が減員され，本件事故はその直後に起こっていること，第１審本訴原告は本件事故に適用される保険を掛けていない（前記前提事実(4)）など，事故の発生の防止及び損失の分散について何の措置も講じていないことに照らすと，本件事故の発生及び損害の拡大には第１審本訴原告側の帰責性も大きく寄与しているといわざるを得ない。

なお，第１審本訴被告は，普段から業務上の過誤が多い傾向があるとしても，その大半は誤出荷等の事務的過誤であり（甲１４の１～９，甲１５の１～６），それ自体が本件事故に寄与しているとは考えられない。

(3)　以上を考慮すると、損害の公平な分担という見地からは，第１審本訴原告が第１審本訴被告に対し請求できる損害賠償額は，信義則上損害額の半分の１２万２０４０円の範囲に制限され，これを越える部分は請求することができないと解するのが相当である。」

３　東京地判平成２７年１２月２１日

「４　争点(3)（被告が原告に対して支払うべき金額）

(1)　Ｂが，本件事件によって前歯を折損し，平成２４年４月２１日から平成２５年１月末頃まで通院し，折れた前歯２本について，インプラントの植立を完了したこと，治療費として，合計９７万２８７５円を支払い，インプラントのメンテナンス費用として，今後，毎年少なくとも９５００円の拠出を余儀なくされることは，前記１(6)のとおりである。

そうだとすると，被告が本件事件を起こした契機としてＢの被告に対する振る舞いがあったことを考慮しても，原告と被告が別件訴訟における訴訟上の和解において賠償義務を認めた２２０万円は，Ｂが本件事件によって被った損害額として不合理なものではないというべきである。

(2)　そして，使用者が，その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により，直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には，使用者は，その事業の性格，規模，施設の状況，被用者の業務の内容，労働条件，

勤務態度，加害行為の態様，加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし，損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において，被用者に対し損害の賠償又は求償の請求をすることができるというべきである（最高裁昭和４９年（オ）第１０７３号同５１年７月８日第一小法廷判決・民集３０巻７号６８９頁)。

これを本件についてみると，前記第２の１(1)及び前記１のとおり，原告が運営する本件施設には，料理長のＣのほか，調理師としてＢと被告が稼働していたところ，被告は，日頃から,無愛想で素っ気なくミスをすれば怒鳴りつけるＢの振る舞いに腹を立てており，本件事件も，Ｂの態度に腹を立てたことを契機とするものということができる。本件事件は，被告の故意によるものであることは，前記２のとおりであり，それ自体許されるべき行動ではないが，被告がこのような行為に及んだ経緯に鑑みると，突発的又は衝動的なものであったということができる。

そして,使用者である原告としても,職場における職員同士のトラブルを防止するため,職員に対する教育や目配りを施すといった配慮も求められていることをも考え併せると，原告は，賠償金の７割の限度において，被用者である被告に対し損害の賠償又は求償の請求をすることができるというべきである。

そうすると，別件訴訟における訴訟上の和解により，Ｂは，原告及び被告から２２０万円の賠償を受けているから，その７割に相当する金額は１５４万円になる。本件においては，２２０万円のうち原告が支払ったのは２０５万円にとどまり，残りの１５万円は被告が支払っているから，原告は，被告に対し，１３９万円の限度において，損害の賠償又は求償の請求をすることができるというべきである。

そして，本件において，原告は，被告に対し，民法７１５条３項又は債務不履行に基づき，損害の賠償又は求償の請求を求めているが，少なくとも民法７１５条３項に基づき，１３９万円の支払を求めることができるというべきである。」

４　佐賀地判平成２７年９月１１日

「２　争点①（本訴請求における求償権の存否及び範囲）について

(1)　被用者がその事業の執行につき第三者に対して加害行為を行ったことにより被用者（民法７０９条）及び使用者（民法７１５条）が損害賠償責任を負担した場合，当該被用者の責任と使用者の責任とは不真正連帯責任の関係にあるといえる。そして，使用者が責任を負う理由としては，被用者・使用者間には雇用契約が存在しており，使用者は被用者の活動によって自己の活動領域を拡張しているという関係に立つこと（いわゆる報償責任）から，被用者がその事業の執行について他人に損害を与えた場合には，被用者及び使用の損害賠償債務については自ずと負担部分が存在することになり，一方が自己の負担部分を超えて相手方に損害を賠償したときは，その者は，自己の負担部分を超えた部分について他方に対し求償することができると解するのが相当である。

(2)　上記前提事実及び認定事実によれば，控訴人は長野県内に本店を置く企業であるところ，被控訴人は，九州地方でのエリアマネージャーとして雇用されており，控訴人の事業拡大を担う立場として業務を行っていたこと，被控訴人の業務は，九州地方におけ

る取引先の開拓や野菜の運搬などであり，その性質上，事故発生の危険性を内包する長距離の自動車運転を予定するものであったこと，被控訴人は，本件事故発生時を含む雇用期間中を通して取引先開拓を試みるなどし，本件事故発生前後の平成２５年４月及び５月においても少なくとも８日間を除き控訴人の業務について稼働するなど，相応の態度で業務に取り組んでおり，その業務量も少なくなかったこと，本件事故における被控訴人の過失の内容は，車両後退時の後方確認不十分であり，自動車運転に伴って通常予想される事故の範囲を超えるものではないこと等の事情が認められ，これらを総合すると，本件事故における有限会社ｂに対する損害賠償責任について，控訴人と被控訴人の各負担部分は７対３と認めるのが相当であり，有限会社ｂに対し損害額全額の賠償をした被控訴人は，その７割について控訴人に対し求償することができる。」

５　神戸地判平成２５年７月２５日

「　(3)　そうすると、被告には、本件事故により生じた損害を賠償すべき責任があるが、本件のように、使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被りまたは使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し上記損害の賠償または求償の請求をすることができるものと解すべきである（最高裁判所昭和五一年七月八日第一小法廷判決・民集三〇巻七号六八九頁)。

前記認定事実によれば、原告は、一七名程度の従業員運転手を雇用し、同数の車両を保有して運送業を営む会社であるのに対し、被告は、必ずしも高額収入とはいえない賃金生活を営む原告の従業員であり、従前の勤務態度は良好なものであったこと、運送業を営む以上、交通事故が発生する危険性は常に存在するにもかかわらず、原告は、自損事故についての車両保険への加入を取り止め、損失を分散させる措置を怠っていたこと、ただし、被告もそのことは了解していたことなどが認められる。そして、従前からの被告の勤務状況が過酷なものであったり、日常的に積載量オーバーで車両を運転することを強いられていたような事情は認められず、本件事故時についても、その勤務日程が特に無理なものであったり、運転に影響を及ぼすような過積載を強いられたりした事情も認められないのであって、前記認定のとおり、本件事故は、被告の過失に基づくものである。以上の諸事情に加え、その他本件に現れた一切の事情に鑑みれば、被告は、本件事故により原告が被った損害のうち、三〇パーセントの限度で賠償責任を負うものと認めるのが相当である。」

６　神戸地裁平成２５年６月２６日

「三　争点(3)（信義則上の制限の有無）について

(1)　使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、

使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し上記損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきである（最高裁判所昭和五一年七月八日第一小法廷判決・民集三〇巻七号六八九頁）。

(2)　前提事実(1)ないし(3)、証拠（甲六～一〇、一二、一五の一～二七、甲一六、二八、三二～三四、三七、三八の一、甲四一、四二の一～九八、一〇〇～三二五、甲四三、四四の一～七三〇、乙一一、一三、一七の一～四六。ただし、甲一二、二八、四一〈Aの陳述書〉、甲三七〈第一審原告代表者の陳述書〉、乙一三〈第一審被告Ｙ１の陳述書〉については、後記認定に反する部分を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、①第一審原告は、貨物自動車運送事業等を営む資本金一五〇〇万円の株式会社であるが、本件事故当時、平成二二年三月一日から平成二三年二月二八日までの最終損益が赤字となるなど、経営が苦しかったこともあり、経費節減のため、その保有車両につき、対人・対物賠償責任保険にのみ加入し、車両保険には加入していなかったこと、②第一審被告Ｙ１は、第一審原告において、深夜走行を含む一人でのトラック運転業務及び荷積み業務に従事し、その勤務形態は、一度会社を出発すると三日ないし一週間程度運転業務等に従事するというものであったが、その間、適宜車外で休憩や仮眠を取ってもよいとされていたこと、③第一審被告Ｙ１は、手取りで月額約二〇万円前後の給与を支給され、その勤務態度が特段悪かったものではないこと、④本件事故が、第一審被告Ｙ１が、原告車を運転して、片側一車線の道路を進行した後、本件交差点を左折して、やや狭い道路に進入しようとしたところ、周囲の安全確認を怠って、道路左側に設置された本件電柱に原告車の左側面中央部付近を衝突させ、その後、直ちに停止したが、後続車があったことから、後退することができず、切返しを繰り返すなどして、原告車の損傷を大きく拡大させずに、本件事故現場を前進して走り抜けたというものであり、第一審被告Ｙ１の重過失により原告車の損傷を発生ないし拡大させたものとはいえないことが認められる。以上の事実に加え、本件に現れた一切の事情に鑑みれば、本件事故により第一審原告が被った損害のうち、第一審被告Ｙ１に対して賠償を請求しうる範囲は、信義則上、損害額の五分の一を限度とすべきである。」

７　東京地判平成２３年９月１４日

「しかしながら，使用者が，その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により，直接損害を被り，又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には，使用者はその事業の性格，規模，施設の状況，被用者の業務の内容，労働条件，勤務態度，加害行為の態様，加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし，損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において，被用者に対し上記損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解され，また，上記諸般の事情を考慮し，求償権の行使が被用者に対して公平の観念に反すると認められる場合には，求償権の行使は許されないものと解すべきである（最高裁昭和５１年７月８日第一小法廷判決・民集３０巻７号６８９頁，最高裁昭和４５年１０

月１３日第三小法廷判決・裁判集１０１号６５頁参照)。そして，この理は，使用者が雇用契約の債務不履行に基づき，被用者に対し，損害の賠償を請求する場合も同様であると解するのが相当である。

これを本件についてみると，原告が被告に従事させていた現金輸送等の業務には，一定時間内に多数の現金輸送先等を回り，現金を授受し，運搬するという作業内容の性質上，途中で現金を紛失するという定型的な危険が内在しており，使用者である原告は，そのような定型的な危険に対し，保険に加入することで，その損失のリスクを分散させていたことが認められる。

また，本件で，被告が現金カセット等を積み下ろす際や郵袋を積み込む際にとっていた具体的な作業方法が，原告の指導していた作業方法と異なるものであったとか，特に軽率なものであったことをうかがわせる証拠はない。この点，原告は，被告らに対し，積み下ろしや積込みの際は，常に二人で行動し，一方が積み下ろし等を行う際は，他方が周囲の警戒に当たり，盗難や紛失の事故を起こさないように指導教育していたと主張し，被告らが上記指導に違反したと主張する。しかしながら，そもそも被告がｇ郵便局で郵袋を積み込んだ際は，Ｂは警戒態勢をとっていたのであるから，特段の違反行為はない上，原告の指導内容によっても，助手が積み下ろしや積み込み作業をする際は，運転手は，警走車及び作業中の助手に背を向けて，外部を警戒することが求められており（前記１(2)），その主眼は周囲からの襲撃を防止することにあったと認められるのであって(甲１３，１８)，Ｂがそのような警戒態勢をとっていても,本件郵袋の落下に気付いたかどうかは疑わしく，上記違反と本件紛失事故との関連性は弱い。また，被告が単独で現金カセット等の積み下ろしを行うことになったのは，Ｂが原告から指導されていた警備方法に従わずに単独行動をとったからにすぎないのであって，被告のとっていた行動は，原告の指導に積極的に反するものであったとまでは認められない。この点，原告は，被告はＢの行動について，原告に報告すべきであったとも主張するが，本件において，Ｂの行動と本件紛失事故との関連性が弱いことは前記のとおりである上，原則として，従業員の日常の勤務態度を把握するのは，使用者の責任であり，使用者である原告が，Ｂを始めとする従業員の日常の勤務態度について，日頃からその調査把握に努めていたとも認められないことからすると（証人Ｄ），Ｂの勤務態度について，被告に責任を問うことは公平とはいえない。以上によれば，被告の過失は重大なものとはいえないというべきである。

そして，原告は，本件で保険を利用して損害をてん補することができたのに，敢えてこれをしなかったところ，その理由について，紛失事故を発生させても保険で損害がてん補されると従業員に認識させてしまうと，警送業務に緊張感を欠き，紛失事故等の重大な過誤を生じさせやすくなる懸念があったからであると主張する。しかしながら，Ｂとの間では，損害賠償の合意が成立している上，被告の過失が重大なものとはいえないことは上記のとおりであることを考慮すると，本件において，原告が保険を利用しなかったことによる損失を被告に転嫁することが公平であるとは認めがたい。

加えて，被告の日常の勤務態度は良好であったことが認められ（乙３），少なくとも被告の勤務態度に日頃から問題があったことをうかがわせる証拠はないこと，被告が原告に対して提出した誓約書には，故意又は重大な過失により原告に損害を与えた場合には，その損害について賠償の責任を負うとの記載があるが，軽過失の場合については規定がない

こと（甲１０，被告本人。なお，本件訴訟でも，原告は，被告に重過失があることを前提に損害賠償請求をしている。）をも考慮すると，本件においては，原告が被告に対して本件紛失事故について損害賠償を請求することは，公平の観念に反し，信義則上，許されないものと解することが相当である。」